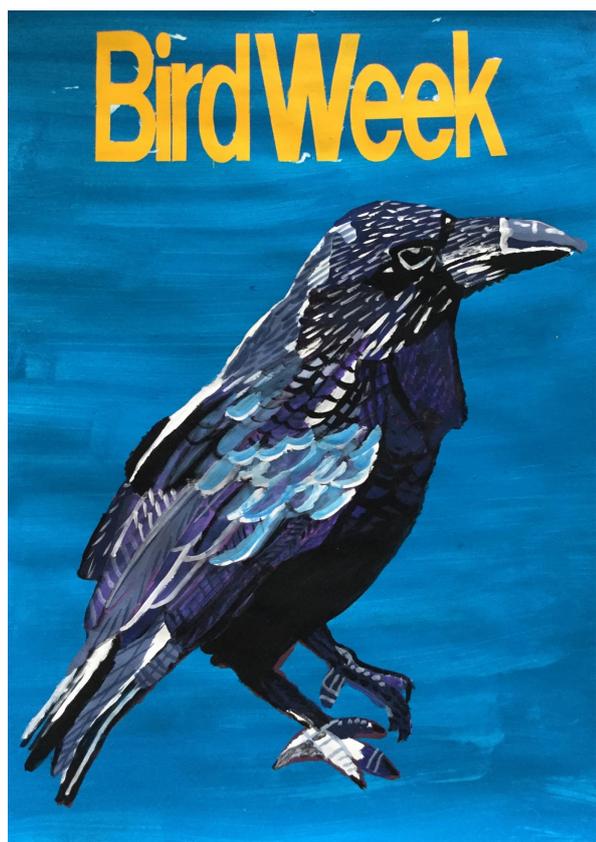


令和5年度 特別支援教育教育課程改善の手引

令和5年12月
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課



「カラス」

「私の住む北海道の動物たち」



はじめに

特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」ものであり、教師が、子ども一人一人の実態を踏まえて、今、指導すべきことは何かを判断して指導目標を設定する「自立活動」はその要と言えるものです。

障がいのある幼児児童生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには、教師は個々の幼児児童生徒の特性等を十分理解し、一人一人に作成した個別の指導計画に基づき、各教科と自立活動の指導の関連を図りながら指導することが求められます。

このため、特別支援教育の観点を踏まえたカリキュラム・マネジメントでは、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てることや教育課程の実施状況を評価して改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的・物的体制を確保しその改善を図っていくことに加え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことが重要となります。

そこで、本年度は、自立活動の指導における個別の指導計画のPDCAサイクルの充実の観点から本手引を作成することとしました。

本手引は、自立活動の指導に当たり、個々の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの過程における観点や考え方の解説のほか、指導の実践や評価の際のポイントについて、複数の事例を示しております。

本手引が、先生方にとって、日々の自立活動の指導の改善・充実に資するよう期待することはもとより、御自身の授業実践と学校の教育課程がどのようにつながっているのかを改めて考えるきっかけになれば幸いです。

各学校においては、各教科の指導計画、自立活動の指導計画、そして、それらを編成する教育の内容を選択、組織した教育課程について、課題がどこにあるのかを検討し、改善・充実にに向けた取組を進めていただくようお願いします。

令和5年12月

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

大 畑 明 美

目 次

第1章 特別支援教育の観点を踏まえたカリキュラム・マネジメントのポイント

教育の基本と教育課程の役割	…	5
カリキュラム・マネジメントの四つの側面	…	6
個別の指導計画のPDCAサイクルと教育課程のPDCAサイクルとの連動	…	7
教育課程の編成・実施・評価の流れ	…	8

第2章 自立活動の意義・自立活動の指導の基本・個別の指導計画の作成手順

自立活動の目標	…	10
自立活動の教育課程上の位置付け	…	12
自立活動の指導の特色	…	16
自立活動の内容と取扱いについて	…	17
知的障がい特別支援学校における自立活動	…	18
実態把握	…	19
指導すべき課題の整理	…	20
具体的な指導内容の設定	…	21
具体的な指導内容を設定する際の配慮事項	…	22
評価	…	25

第3章 【事例】自立活動における具体的な指導内容の設定による実践・評価・改善

【事例1・弱視特別支援学級】	…	28
【事例2・視覚障がい特別支援学校】	…	31
【事例3・難聴特別支援学級】	…	34
【事例4・聴覚障がい特別支援学校】	…	37
【事例5・知的障がい特別支援学級】	…	40
【事例6・知的障がい特別支援学校（義務）】	…	43
【事例7・知的障がい特別支援学校（職業学科）】	…	46
【事例8・知的障がい特別支援学校（普通科）】	…	49
【事例9・肢体不自由特別支援学級】	…	52
【事例10・肢体不自由特別支援学校】	…	55
【事例11・病弱・身体虚弱特別支援学級】	…	58
【事例12・病弱特別支援学校】	…	61
【事例13・言語障がい（通級による指導）】	…	64
【事例14・自閉症・情緒障がい特別支援学級】	…	67
【事例15・発達障がい（通級による指導）】	…	70
【事例16・発達障がい（高等学校における通級による指導）】	…	73

第 1 章



教育の基本と教育課程の役割

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 確かな学力 (2) 豊かな心 (3) 健やかな体 (4) 自立活動

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

学校における自立活動の指導は、

自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

学習指導要領では、学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが示されています。

(1)から(3)に示す、確かな学力、豊かな心、健やかな体に加え、(4)として、特別支援学校に位置付けられている自立活動の事項を示す項目があります。

学校における自立活動の指導は、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしています。

「自立し社会参加する資質」とは、児童生徒がそれぞれの障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味しています。

自立活動の時間における指導は、学校における自立活動の指導のいわば要となる重要な時間ですが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではなく、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導との密接な関連を保つことが必要です。

カリキュラム・マネジメントの四つの側面

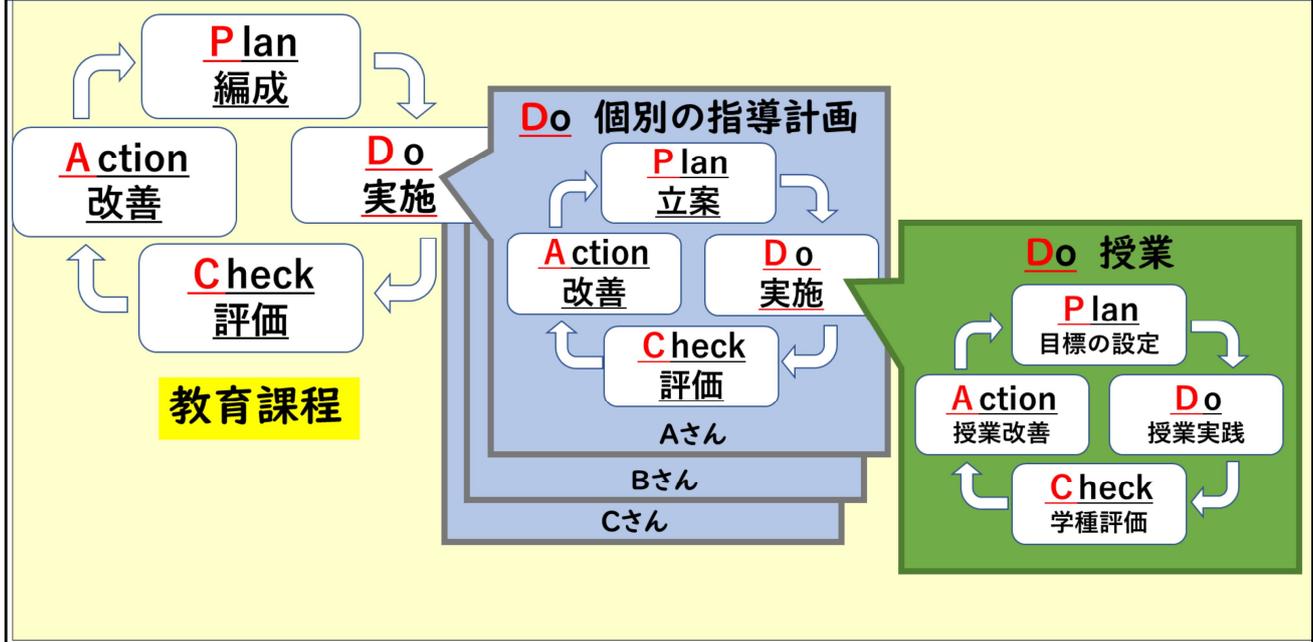
- 1 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- 2 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- 3 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- 4 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくこと

特別支援教育の観点を踏まえたカリキュラム・マネジメントとは、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮し、スライドに示されている1～3のほか、4を加えた「カリキュラム・マネジメントの四つの側面」を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ることです。

「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」、「子どもの障がいの重度・重複化、多様化」、「社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方」などに対応し、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援を通して、「自立と社会参加に向けて育成を目指す資質・能力を身に付けていく」などの特別支援教育の観点から、教育課程の基準の改善を図ることが求められます。

教育課程に基づき組織的かつ計画的に取り組むためには、この四つの側面から、校長の方針の下、教職員が校務分掌に基づいて、適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うとともに、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意することが必要です。

個別の指導計画のPDCAサイクルと教育課程のPDCAサイクルとの連動



個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成され、その個別の指導計画に基づいて各教科等の指導が行われますが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。

したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルにおいて、学習状況や結果を適宜、適切に評価を行うことが大切になります。

個々の児童生徒の学習状況等の評価の結果、個別の指導計画で設定した指導目標を達成できていなかった場合、個々の児童生徒の実態からみて、設定した指導目標が高すぎたり、指導目標は適切であったが、その指導目標を達成するための指導内容や指導方法が適切でなかったりなどの場合が考えられます。また、指導目標、指導内容、指導方法に一貫性がないなどの場合も考えられます。

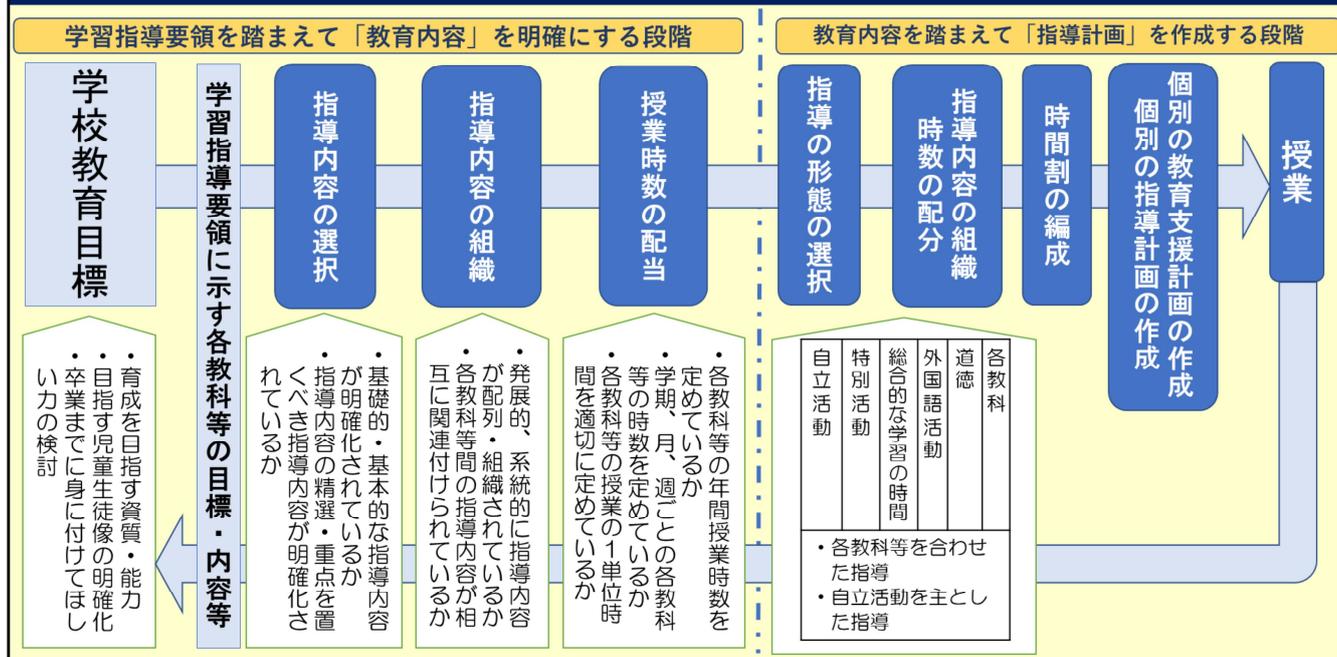
課題が明らかになれば、その課題の背景や要因を踏まえて、改善を図る必要がありますが、評価と改善の時期としては、授業ごとに行う場合もあれば、週、月、学期などの期間を設定して行う場合もあります。また、軽微な課題であればすぐに改善できるものもあるが、比較的長期の見通しの下に改善の努力をしなければならぬものもあります。

このように個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切です。

例えば、学校としてすでに十分な実践経験が蓄積され、毎年実施する価値のある単元計画が存在する場合でも、改めて目の前の児童生徒の個別の指導計画の実施状況の評価を踏まえ、学習集団を構成する児童生徒一人一人が達成した指導目標や指導内容等を集約し、学習集団に対して作成される年間指導計画等の単元や題材など内容や時間のまとめなどについて検討する仕組みを工夫することなどが挙げられます。

こうした、各授業や個別の指導計画の計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルの中で蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善に臨むカリキュラム・マネジメントを実現する視点が重要となります。

教育課程の編成・実施・評価の流れ



こちらは、学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示したものです。教育課程の編成や改善に取り組む際の手順は必ずしも一律ではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである点に留意する必要があります。

学校の実態に即したカリキュラム・マネジメントの実施には、教育課程の編成に対する学校の基本方針や、教育課程の編成と実施のための組織・日程等を明確にするとともに、全教職員が自分の役割を理解し、相互の連携を図ることや、家庭や地域と取組を共有することが大切です。

各学校においては、学校教育に関わる様々な取組を、組織的かつ計画的に実施し、児童生徒の実態や地域の実情、指導内容を踏まえ、年間指導計画や授業時間、週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の位置付けについても整理し、共通理解を図ることが重要です。

個別の指導計画と各学校で作成される年間指導計画等との関係を明確にし、教育課程の評価と改善につなげていく際には、各教科は、目標、内容があり、指導する順序が学年ごと、段階ごとに示されているのに対し、自立活動の指導については、目標の系統性や扱う内容の順序等は示されていないことから、個別の指導計画の作成において、こうした各教科と自立活動の作成の手続きの違いを踏まえる必要があることを全教職員の間で共通理解のもとで検討することが重要です。

第2章



自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達^の基盤を培う。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

「自立」

- ・児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること

「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

- ・児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障がいによって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障がいがあることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること


障がいや疾病そのものに着目して指導内容を設定


一人一人の学習場面や生活場面において生ずるつまずきや困難を明らかにした上で指導内容を設定することが必要

自立活動の目標は、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものです。

ここでいう「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障がいによって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障がいがあることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを意味しています。

自立活動の指導は、障がいや疾病そのものに着目して改善・克服させていくものではなく、一人一人の障がいによる学習場面や生活場面において生ずるつまずきや困難を個別の指導計画で明確にし、指導内容を設定することが大切です。

自立活動の目標

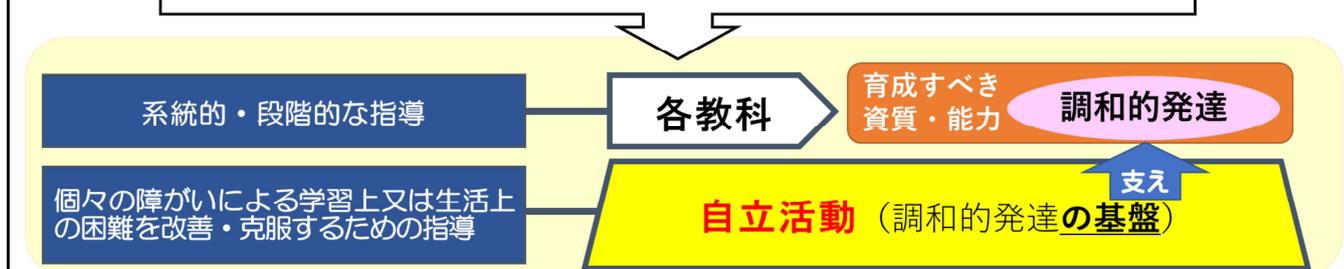
個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の**調和的発達**の基盤を培う。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

「調和的発達の基盤を培う」

- 一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすこと
によって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること

・その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じる
・心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは不十分



また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味しています。

各教科等において育まれる資質・能力は、児童生徒の生活年齢や発達の段階に即して系統的に配列されている目標や内容を指導していくことで、知識及び技能の習得のみならず、それぞれの体系に応じた思考力、判断力、表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の涵かん養について、バランスよく育成することを目指しています。

しかし、障がいのある児童生徒は、その障がいによって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすいため、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導する自立活動の指導が必要となります。

自立活動の指導は、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

自立活動の教育課程上の位置付け(特別支援学校)

(特別支援学校の目的)

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける**ことを目的とする。
「学校教育法第72条」

自立活動



特別支援学校の教育課程において
特別に設けられた指導領域

授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。

特別支援学校の目的については、学校教育法第72条において、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と示されています。

「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われるものです。

すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない、障がいのある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めるものです。

自立活動の意義

自立活動の教育課程上の位置付け(特別支援学校)

特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。

「学校教育法施行規則第126条」

学校における自立活動の指導は、

自立活動の時間はもとより、**学校の教育活動全体を通じて**適切に行うものとする。

自立活動の時間における指導

(学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導)



密接な関連

各教科の指導

(学習上の困難等への配慮)

※ 各教科等を合わせた指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要がある。

個別の課題に対して、どの場面でどのような指導や配慮を行うのか

学校における自立活動の指導は、自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等における指導と密接な関連を保ち、学校の教育活動全体を視野に入れて、効果的に行われる必要があります。

なお、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導を行う必要があります。

つまり、教科別の指導においては、教科の目標を達成するための時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時間における指導を参考にして配慮や手立てを行うこととなります。

ただし、特別支援学校においては、知的障がい者である児童生徒又は複数の種類の障がいを併せ有する児童生徒を教育する場合において、各教科等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業を行う場合には、自立活動の指導目標を設定した上で指導を行うことがあり得ます。

自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つという点に対しては、自立活動の指導目標の達成に迫る指導なのか、自立活動の観点から必要な配慮なのか、その関連性について十分留意することが必要です。

いずれの場合にも、自立活動の時間における個別の指導計画が明確にならなければ自立活動の指導を具体化することは難しいことから、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な授業実践が行われることが必要です。

自立活動の指導の指導目標・内容を設定する際には、いつ、どこで、何を指導するかを明確にすることが重要です。その際、自立活動の時間に充てる授業時数については、個々の児童生徒の障がいの状態に応じて適切に設定される必要があることから、一律に授業時数の標準は示されていません。

ただし、これは自立活動の時間を確保しなくてよいということではありませんので、「時間における指導」、「各教科等との関連を図って行う指導」等、学校教育全体を通じて指導していくという視点をもって、個々の児童生徒に対して適切な授業時数を確保する必要があります。

自立活動の教育課程上の位置付け(特別支援学級)

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略)特別の教育課程によることができる。
「学校教育法施行規則第138条」

(特別支援学級における特別の教育課程)

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

「小学校(中学校)学習指導要領(平成29年3月告示)」

小・中学校等の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障がいの状態等を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別の教育課程を編成する必要性が生じる場合があります。

このため、学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことが規定されています。

こちらは、特別支援学級で特別の教育課程を編成することができることを規定した学校教育法施行規則第138条の条文と、この規定を受けて特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合に、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」を示した小学校学習指導要領(中学校学習指導要領も同様)です。

自立活動の教育課程上の位置付け(通級による指導)

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（中略）**特別の教育課程**によることができる。

「学校教育法施行規則第140条」

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

（通級による指導における特別の教育課程）

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

「小学校（中学校）学習指導要領（平成29年3月告示）」

こちらは、学校教育法施行規則第140条の通級による指導において、表示された各号のいずれかに該当する児童又は生徒のうち当該障がいに応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合に、特別の教育課程によることができることを規定している条文です。

学習指導要領では、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」ことが示されています。

小・中学校等における障がいに応じた特別の指導は、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとする。」とされています。

その際、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能ですが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意することが必要です。

自立活動の指導の特色

個別の指導計画に基づく指導

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成する。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

個別指導の形態で行われることが多いが、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導することも考えられる。



自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に留意

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導行うことが基本です。

そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されます。

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。

しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。

自立活動の内容と取扱いについて

自立活動の「**内容**」は、多くの具体的な指導内容から、

人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素

を抽出し、それらの中から代表的な要素を27の「**項目**」として示している。

(前略) **内容**の中からそれぞれに必要とする**項目を選定し**、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」



自立活動の「**内容**」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の幼児児童生徒の実態に応じて**必要な項目を選定して取り扱うものである。**

自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒に、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する必要があります。

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理し、六つの区分の下に、それぞれ3～5の項目を示しています。

この自立活動の「内容」は、幼児児童生徒一人一人に設定される具体的な指導目標と指導内容の要素となるものです。

ただし、自立活動の「内容」は大綱的に示されていることから、項目に示されている文言だけでは、具体的な指導内容をイメージしにくい場合があります。

そのため、自立活動の指導の際には、学習指導要領等に示された内容を参考として、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえ、具体的な指導内容の設定を工夫することが求められます。

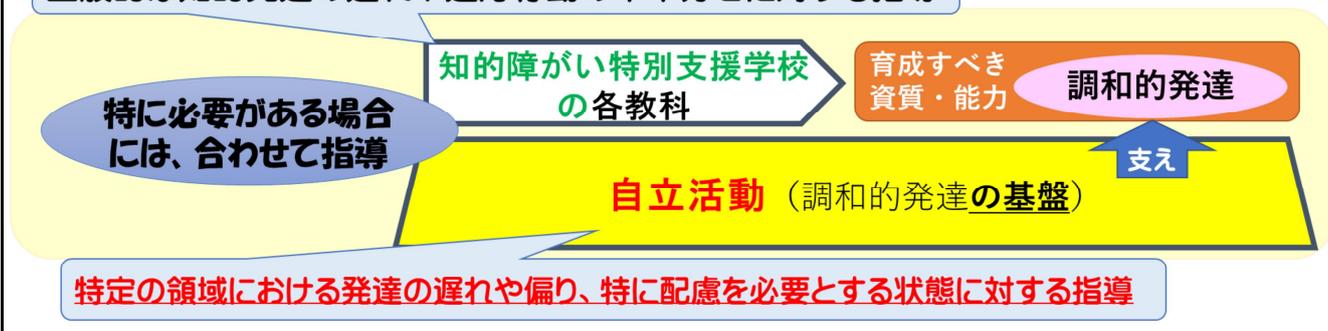
個々の幼児児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定することとなります。

知的障がい特別支援学校における自立活動

知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在学する幼児児童生徒には、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、**顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態**が知的障害に随伴して見られる。**そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。**

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月」

全般的な知的発達の遅れや適応行動の不十分さに対する指導



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科は、知的障がいの特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科及びその目標・内容等が示されています。

しかし、知的障がいのある児童生徒は、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障がいに随伴して見られるとされており、このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、それらにおいて育まれる資質・能力を支えるための自立活動の内容の指導が必要となります。

「顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な知的障害に随伴する状態」とは、例えば、言語面では、発音が明瞭でなかったり、言葉と言葉を滑らかにつないで話すことが難しかったりすること、運動動作面では、走り方がぎこちなく、安定した姿勢が維持できないことや衣服のボタンかけやはさみなどの道具の使用が難しいこと、情緒面では、失敗経験が積み重なり、自信がもてず絶えず不安が多いこと等が挙げられます。

自立活動の時間における指導では、個々の児童生徒の知的障がいの状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進めるようにすることが大切です。

また、知的障がい特別支援学校における自立活動は、特に必要がある場合には、合わせて指導することが可能となっています。

その際は、自立活動の指導目標の達成に迫る指導なのか、自立活動の観点から必要な配慮なのか、その関連性について十分留意することが重要となります。

いずれにしても、指導すべき課題を明確にした上で、具体的な指導内容を設定することが大切です。

実態把握

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

幼児児童生徒のできないことばかりに注目するのではなく、できることにも着目する

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

特定の指導内容に偏ることがないように、対象となる幼児児童生徒の全体像を捉えて整理する

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

学習上又は生活上の難しさだけでなく、既にできていること、支援があればできることなども記載する

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

幼児児童生徒の生活年齢や学校で学ぶことのできる残り年数を視野に入れて整理する

自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態の的確な把握が大変重要です。

自立活動では、それぞれの障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標にしているため、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なります。

そのため、個々の幼児児童生徒について、障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められます。

実態把握をする際に収集する情報の内容としては、病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとの関わり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障がいの理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性、進路、家庭や地域の環境等様々なことが考えられます。

また、その際は、幼児児童生徒が困難なことのみを観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。

次に、障がい名のみによって特定の指導内容に偏ることがないように、対象となる幼児児童生徒の全体像を捉えて、自立活動の区分に即して収集した情報を整理します。

さらに、それらを学習上又は生活上の困難の視点で整理しますが、これまでの学習状況を踏まえ、既にできていること、支援があればできることなども記載することが重要です。

そして、幼児児童生徒の生活年齢や学校で学ぶことのできる残りの年数を視野に入れ、例えば幼児児童生徒の「〇〇年後の姿」をイメージしたり、卒業までにどのような力を、どこまで育むとよいのかを想定したりして整理します。

ここまでが、個別の指導計画の作成における「実態把握」の手順です。

指導すべき課題の整理

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

②で整理した情報の中から、指導開始時点で課題となることを抽出する

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

指導目標の設定に必要な課題に焦点を当て、中心となる課題を選定していく

⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階

段階的に短期の指導目標が達成され、それがやがて長期の指導目標の達成につながるという展望が必要

⑥の段階へ

自立活動における指導の継続性を確保するために
指導目標を設定するに至る**判断の根拠**を記述して残す

幼児児童生徒の実態把握から課題を焦点化していくに当たって、指導開始時点までの学習の状況から、幼児児童生徒の「できること」、「もう少しでできること」、「援助があればできること」、「できないこと」などが明らかになります。

これらのうちから、その年度の指導目標（ねらい）の設定に必要な課題に焦点を当て、中心となる課題を選定していくためには、何に注目して課題の焦点化を行うか、その視点を校内で整理し共有することが大切です。

例えば、「もう少しでできること」のうち、その課題が改善されると発達が促され、他の課題の改善にもつながっていくものを中心的な課題として捉えてみるのが考えられます。また、「援助があればできること」のうち、幼児児童生徒の障がいの状態等を踏まえれば現状を維持していくことが妥当であるものや、「できないこと」のうち、数年間指導を継続してきたにも関わらず習得につながる変化が見られないものなどは、指導すべき課題の対象から外してみるということなども考えられます。また、現在の姿から数年後や卒業後に目指す姿との関連が弱い課題を指導すべき対象から除いていく考え方もあります。

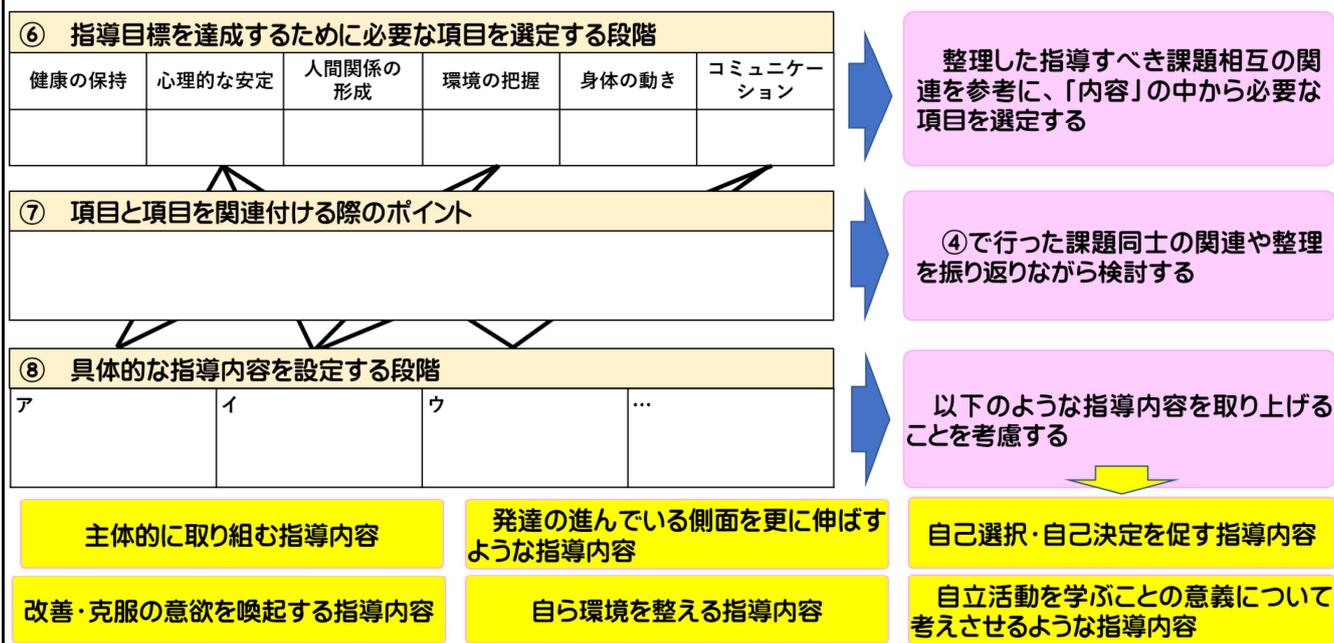
いずれにしても、対象となる幼児児童生徒の現在の姿のみにとらわれることなく、そこに至る背景や、学校で指導可能な残りの在学期間、数年後や卒業後までに育みたい力との関係など、幼児児童生徒の中心的な課題を整理する視点を明確にしていく必要があります。

このような手続きを踏まえ、指導すべき課題として抽出された課題については、課題同士の関連、指導の優先、指導の重点の置き方等について検証していくことが大切です。一つ一つの課題は、相互の課題が関連している場合があり、関連の因果関係等を整理していくことで、他の多くの課題と関連している課題の存在や、複数の課題の原因となっている課題の存在などに注目しやすくなるほか、中心的な課題に対する発展的な課題の見通しなどももちやすくなります。

このように個々の幼児児童生徒の実態把握に基づいて整理・抽出された指導すべき課題を踏まえ、指導目標を設定します。

このような分析や整理を進めていくためには、特定の教師だけに任せることなく、複数の教師で検討する学校の体制を構築していくことが望まれます。また、自立活動における指導の継続性を確保するためには、指導目標を設定するに至る判断の根拠を記述して残すことが重要です。

具体的な指導内容の設定



長期的な観点に立った指導目標（ねらい）を達成するためには、個々の幼児児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切です。

すなわち、段階的に短期の指導目標（ねらい）が達成され、それがやがて長期の指導目標（ねらい）の達成につながるという展望が必要であり、それらの展望を描く際に、整理した指導すべき課題相互の関連を参考に、「内容」の中から必要な項目を選定します。

このように、具体的な指導目標（ねらい）を設定し、それを達成するために必要な項目を選定するに当たっては、その幼児児童生徒の現在の状態に着目するだけでなく、その生育の過程の中で、現在の状態に至った原因や背景を明らかにし、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るようにする視点が重要です。また、その幼児児童生徒の将来の可能性を広い視野から見通した上で、現在の発達の段階において育成すべき具体的な指導目標（ねらい）とそれを達成するために必要な項目を選定し、重点的に指導することが大切です。この場合、その幼児児童生徒の将来の可能性を限定的に捉えるのではなく、技術革新や社会の発展を考慮し、長期的な観点から考えることが重要となります。

選定した項目同士を関連付ける場合、「指導目標を達成するためには、このような力を育てる必要がある。したがって、区分〇〇〇の項目〇〇と区分□□□の項目□□とを関連付けて指導する。」など、課題同士の関連や整理を振り返りながら検討することが大切です。

なお、⑥と⑧を結ぶ線は、⑥の各項目と関連する⑧の具体的な指導内容とを結んだものです。

ここまでの、具体的な指導内容の設定までの流れとなります。

また、具体的な指導内容を設定する際には、スライドに示した6項目について考慮する必要があります。

ここからは、『具体的な指導内容を設定する際の配慮事項』として、これら6項目について確認していきます。

具体的な指導内容を設定する際の配慮事項

主体的に取り組む指導内容

児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組む、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

改善・克服の意欲を喚起する指導内容

児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

一つ目は、「主体的に取り組む指導内容」です。

自立活動の指導の効果を高めるためには、児童生徒が興味をもって主体的に活動し、成就感を味わうことができるようにする必要があります。児童生徒が意欲的、主体的に自分の学習課題に取り組めるようにするには、児童生徒が自分の課題、つまり、具体化された学習課題を認識し、自覚できるようにすることが大切です。

児童生徒が自分のなすべきことを意識し、努力の結果、課題が達成できたという成就感を味わうことができるようにするためには、次のような点に配慮しながら指導内容を設定する必要があります。

(ア) 児童生徒にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容にすること。

児童生徒にとって余りに課題が容易すぎても進歩は望めないし、難しすぎても意欲を喪失させてしまうことになるので、この点に留意することが大切です。

(イ) 児童生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容にすること。

児童生徒が自ら進んで意欲的に取り組もうとする自発性を促すために、例えば、指導の段階を細分化する、興味を引くような教材・教具を準備する、称賛や激励を適宜行うなどの動機付けが行われることが多いが、こうした外的な動機付けから始めて、次第に主体性や意欲を高めるようにすることが重要です。

(ウ) 児童生徒が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容にすること。

児童生徒が成就感を味わうためには、自分の課題達成の度合いを理解できるようにする必要があります。いわゆる自己評価ができるように課題を細分化し、達成度を分かりやすくすることが大切です。

二つ目は、「改善・克服の意欲を喚起する指導内容」です。

自立活動においては、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることが大切であり、具体的な指導内容の設定に当たっても、その意欲を喚起できるようにすることに重点を置く必要があります。この場合、単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てるだけではなく、実際の経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

具体的な指導内容を設定する際の配慮事項

発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

自ら環境を整える指導内容

個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

三つ目は、「発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容」です。

具体的な指導内容の設定に当たっては、幼児児童生徒の発達の遅れている側面を補うために発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を設定することが大切です。

幼児児童生徒の発達の遅れた側面やできないことのみにとらわれて、これを伸ばしたり、改善したりすることのみを指導目標（ねらい）にすると、方法によっては幼児児童生徒の活動や学習への意欲を低下させ、劣等感をもたせたりすることも考えられます。

人間の発達は、諸々の側面が有機的に関連し合っており、発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、幼児児童生徒が自信をもって活動や学習に取り組むなど、意欲を喚起し、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することも少なくありません。したがって、具体的な指導内容の設定に際しては、個々の幼児児童生徒の発達の進んでいる側面にも着目し、個別の指導計画を作成することが大切です。

これは、幼児児童生徒の発達の遅れている側面や改善の必要な障がいの状態に対して取り組まなくてよいということではなく、幼児児童生徒が自信をもって意欲的に取り組む態度を育成するとともに、少し努力すれば達成できそうな指導目標（ねらい）や指導内容の設定を行うなど、改善・克服のための取組も併せて必要であるという視点です。

四つ目は、「自ら環境を整える指導内容」です。

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するためには、児童生徒が、困難を改善・克服するために必要となる知識・技能等を身に付けるとともに、活動しやすいように環境を整えることが重要です。

環境を整えて活動しやすいようにすることは、児童生徒自身が行う場合と周囲の人に依頼してやってもらう場合が考えられます。自立活動は、自立を目指した主体的な活動であり、まず、児童生徒自ら環境に働き掛けられるような力をはぐくむことが大切です。

児童生徒が自ら行おうとする活動について、適した場所の選択、不要なものの除去、明かりや音などの室内環境の調整、道具や補助用具の選択と配置などに気を付け、実際に身の回りの環境を整えることができるように段階的に指導する必要があります。また、自分だけで活動しやすい環境がつかれない場合は、周囲の人に依頼をして環境を整えていくことを指導することも大切です。

具体的な指導内容を設定する際の配慮事項

自己選択・自己決定を促す指導内容

個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

五つ目は、「自己選択・自己決定を促す指導内容」です。

児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等により、指示を理解することが困難で行動できなかつたり、聞こえないことから判断できなかつたりすることがあります。そのような経験を重ねていくと、自ら判断する力や聞く態度が育成されないばかりか、主体的に取り組もうという意欲も減退させることがあります。

児童生徒が指導目標を自覚し、改善・克服するための方法等について、自ら選んだり、ものごとを決定して実行したりすることは、学びを深め、確実な習得を図ることにつながることもなります。例えば、自分の体調や病気の状況について説明することが難しい児童生徒の場合、病気の自己管理は大切であり、その上で自らの活動を選択し、人に伝える力が必要となります。そのためにも、自分の体調や病気の状況について正しく捉えとともに、日ごろから体調や病気の状況を記録したり、人に伝えたりするなどの表現方法を身に付けることで、体調のほか病気の状況を自覚し、今の状況で何ができるか、どの程度できるかを的確に判断する力を身に付けられるよう指導することが大切となります。

六つ目は、「自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容」です。

自立活動での学習においては、将来の自立や社会参加にどのように結び付いていくのか、児童生徒が自らその関係を理解して、学習に取り組むことができるように指導内容を取り上げていくことが必要です。

例えば、発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用していくことは、児童生徒が自立と社会参加を果たす上で様々な人と関わる際に、欠かすことのできない基盤となる力です。このように自立活動を学ぶことの意味に自ら気付き、目的意識をもって、主体的に学習に取り組めるようにしていくことは、児童生徒の自立活動に対する学習に取り組む力を高め、将来の自立と社会参加を実現する又は果たす上で非常に重要です。

このようなことは、重複障がい者のうち自立活動を主として指導を行う場合でも同様です。個々の児童生徒本人に可能な手段でコミュニケーションを図り、本人の思いや願い、将来に向けた希望等に耳を傾けながら、長期的な視点に立って指導に当たることにより、児童生徒が、自己を的確に捉え、自己の成長に気付くことにもつながると考えられます。そのため、表出できたかどうかという知識や技能面だけでなく、指導目標の達成に向けて取り組もうとしている意欲や、解決しようとしている態度等を丁寧に見極め、評価していくことが大切です。

評価

児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」

児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価

実際の指導が個々の幼児児童生徒の指導目標に照らしてどのように行われ、幼児児童生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにする

個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かす

個別の指導計画は、当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る

自立活動における幼児児童生徒の学習の評価は、実際の指導が個々の幼児児童生徒の指導目標（ねらい）に照らしてどのように行われ、幼児児童生徒がその指導目標（ねらい）の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするものです。

また、幼児児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとするものでもあります。自立活動の指導は、教師が幼児児童生徒の実態を的確に把握した上で個別の指導計画を作成して行われますが、計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、幼児児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものであることから、幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る必要があります。

指導の結果や幼児児童生徒の学習状況の評価するに当たっては、指導目標（ねらい）を設定する段階において、幼児児童生徒の実態に即し、その到達状況を具体的に捉えておくことが重要である。

評価は幼児児童生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもあることから、教師には、評価を通して指導の改善が求められます。

指導目標（ねらい）を達成するための学習は、一定期間にわたって行われますが、その間においても、幼児児童生徒が目標達成に近付いているか、また、教材・教具などに興味をもって取り組んでいるかなど、幼児児童生徒の学習状況の評価し、指導の改善に日ごろから取り組むことが重要です。

こうした学習状況の評価に当たっては、教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも考慮する必要があります。また、保護者には、学習状況や結果の評価について説明し、幼児児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求めることも大切です。

評価は、幼児児童生徒にとっても、自らの学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習への意欲や発達を促す意義があります。したがって、他の学習と同様に、自立活動の時間においても、学習前、学習中あるいは学習後に、幼児児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切となります。